

基山町農業委員会会議録

平成30年2月2日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

| 番 委 員 | 委 員 氏 名 | 出 欠 | 番 委 員 | 委 員 氏 名 | 出 欠 |
|-------|---------|-----|-------|-----------|-----|
| 1 | 大 村 廣 | 出席 | 8 | 大 久 保 敏 幸 | 出席 |
| 2 | 水 田 久 男 | 出席 | 9 | 簗 原 茂 行 | 出席 |
| 3 | 藤 田 俊 一 | 出席 | 10 | 茂 木 清 三 郎 | 出席 |
| 4 | 木 原 秀 樹 | 出席 | 11 | 坂 本 勇 一 | 出席 |
| 5 | 熊 本 富 雄 | 出席 | 園部 | 権 藤 嘉 徳 | 出席 |
| 6 | 井 上 忠 雄 | 出席 | 宮浦 | 吉 田 猛 | 出席 |
| 7 | 酒 井 敏 幸 | 出席 | 長野・小倉 | 舟 木 壽 | 出席 |

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請 | 1件 |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 | 6件 |
| 報告第4号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告 | 1件 |
| 報告第5号 | 農地法第18条の規定による届出受理報告 | 2件 |
| その他 | 農業振興地域整備計画の変更申請について | 2件 |

審議開始 9時 00分

審議終了 9時 40分

平成30年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第2号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第2号議案1番朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため、使用貸借による権利の設定を行うものです。

申請理由につきましては、申請人と貸付人である父とは同居しておりますが、とても手狭になったため、分家住宅の建設を行うとのことでした。

その他候補地について検討がされましたが、所有者の耕作意欲があること、農地として適した土地であること、また、農業に従事しているのが申請者の妻と父で、農作業を行う農地も申請地の周辺にあり、農作業の効率もよいことから、申請した土地を選定されております。

今回の申請農地区分は、生産性が低く、鎮西隈集落に囲まれた区画整理等の特定土地改良事業を実施していない農地であることから、2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、1区鎮西隈集落の中の農地です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

11番議員

申請者の父は、専業で長くやってきておりますが、息子夫婦が同居している手伝いをしているようです。現在の住居のそばに分家住宅を建てることは良いことだと思います。

2番議員

現地確認をしましたが、特に問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第2号議案1番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案1番は、全員一致で決定します。

次に第3号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案1番朗読

この件は、貸し手の病気等による労力不足により、賃借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は2筆で年40,000円です。場所は、きやま高尾病院そばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

2番委員

特に問題ないと思われれます。水稻だけでなく、今は麦・大豆を作る計画を立てているようです。

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第3号議案1番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案2番朗読

この件は、貸し手の農業廃止により、賃借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は2筆で30kgです。場所は、きやま高尾病院東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

2番委員

借り手は、以前農業委員をしていましたし、機械も新しく購入されているので問題ないと思われます。

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第3号議案2番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案3番朗読

この件は、貸し手の労力不足による農業廃止により、使用賃借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、役場そばの介護施設南側の圃場です。

議 長

只今事務局から報告がありましたが、ご意見等ございませんか。

5番委員

貸し手が具合が悪くなり2～3年前から農地の適正な管理が難しくなっていたようです。

早くから借り手を探していましたが、今回見つかった形です。

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第3号議案3番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案4番と5番は再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案4・5番朗読

4番は、賃借権の再設定で、1筆30kgです。期間は5年です。場所は2区の日本タングステンの西側、田原線沿いの圃場です。

5番は、使用賃借権の再設定です。期間は3年です。場所は、基山パーキングエリア上りの南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1番委員

4番の借り手は、今もきれいに作っており問題ないと思われれます。

7番委員

5番も問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案4番と5番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案4番と5番は、全員一致で決定します。

次に、第3号議案6番ですが、関係者がいらっしゃいますので、一時退室をお願いします。

－最適化推進委員（宮浦）退室－

それでは、第3号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

再設定につき朗読省略

6番は、賃借権の再設定で、期間は5年です。賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、基山共乾南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

5番委員

現在の借り手がもう何年も作っています。

ちなみに草刈りは、借り手が別の方に依頼してやってもらい、作付を借り手が行っています。管理は、借り手がきちんと行っており問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案6番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案6番は、全員一致で決定します。

－最適化推進委員（宮浦）入室－

それでは、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号説明

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年1月24日付けで受理通知書を送付しております。場所は基峰鶴そばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

10番委員

申請地は、地目は畑になっておりますが宅地同様の状態になっています。

譲渡人が大阪におりまして、事務委任を受けております測量事務所と現場を確認しました。申請書の資料もそろっており、問題ないと思われま

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号1番説明

この件につきましては、平成30年1月5日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

— 意見なし —

議 長

意見がなければ、報告第5号1番を終わります。次に、報告第5号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号2番説明

この件につきましては、平成30年1月17日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

5 番委員

借り手の他の仕事が忙しくなり、返還し経営規模を縮小するそうです。

議 長

ほかにご意見等はありませんか。なければ、報告第5号2番を終わります。次に、その他農業振興地域整備計画の変更申出について、農業委員会の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他1番説明

この件につきましては、山間地による耕作不便なことや申請地周辺が山林であることから植林して管理するため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1 番委員

道が狭く、軽トラックが1台やっと通る程度で、猪もだいぶ荒らしています。田を作ろうとしても水も無いようなところです。

3 番委員

5年以上、耕すだけで田を作ってなかったと思います。

事務局

1番については、特に問題がないということで報告をいたしますがよろしいでしょうか。

異議なし

議 長

では、今の意見のとおり、町へ提出いたします。

次にその他の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他 2 番説明

この件につきましては、農業用倉庫建設のため、倉庫の面積分だけを用途区分変更し農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8 番委員

農作業をしやすくするために使いたいとのことです。

事務局

2 番については、特に問題なしということで報告したいと思いますがよろしいですか。

異議なし

議 長

では、今の意見のとおり、町へ提出いたします。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年2月2日

署名人

議 長

委 員

委 員